

神戸市議会基本条例の制定について（報告）

神戸市において、川崎市、さいたま市、名古屋市、広島市、新潟市、北九州市に続いて、政令指定都市で7番目となる議会基本条例が制定されましたので、報告します。
神戸市議会基本条例の条文は、別添のとおりです。

○ 制定までの経過

平成23年7月 神戸市会活性化に向けた改革検討会を設置。

構成：議長、副議長、交渉会派の団長及び幹事長（非交渉会派の代表者及びいずれの会派にも属さない議員は、オブザーバーとして出席）

平成24年4月17日 議会基本条例要綱により、パブリックコメントを実施。
～5月16日

6月4日 議会基本条例案を取りまとめ。

6月22日 議会基本条例を全会一致で可決。

6月29日 議会基本条例を公布。

7月1日 議会基本条例を施行。

○ 主な特徴

- ・ 2会期制の採用（「年間を通じて十分に審議を尽くすことができる会期を定める」ことを規定。）
- ・ 基本構想及び基本計画の策定等を議決事件の対象とすること。
- ・ 一問一答方式、質問趣旨確認権の導入。
- ・ 情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段の活用による広報及び広聴の充実。
- ・ 専門的知見の活用、学識経験者等による調査機関の設置。